

令和2年7月豪雨災害

# 大分県 復旧・復興推進計画

---

(九重町)

令和2年8月27日

大分県災害対策会議

## はじめに

令和2年7月6日からの記録的な豪雨により、九重町では河川の氾濫や土砂崩れなどが発生し、甚大な被害を受けました。

復旧・復興に向け、県では知事や副知事、関係部局長全員からなる災害対策会議を立ち上げ、今後の取組方針などを協議してまいりました。去る7月17日、8月7日には、九重町を訪問して町長や副町長、関係課長等を交えた大分県現地災害対策会議を開催し、被害状況や復旧・復興に向けた課題、要望などを直接、お聞きするなど、関係者一丸となって進めてきたところです。

九重町との協議結果も踏まえ、今般、本格的な復旧・復興に向けた具体的な取組を「大分県 復旧・復興推進計画（九重町）」として取りまとめました。

今後は、この計画に基づき、九重町とも緊密な連携をとり、スピード感をもって復旧・復興を進めます。

なお、この推進計画は、復旧の進捗や復旧・復興方針の検討状況などに応じて、随時見直すこととしています。また、県災害対策会議において計画の進捗管理を徹底し、迅速かつ着実に復旧・復興を推進します。

## （目 次）

I	県内の被害状況	1
II	復旧・復興に向けた今後の対応	
	基本的考え方	4
1	道路関係	5
2	河川関係	9
3	鉄道関係	11
4	農林水産関係	12
5	複数の災害復旧工事間の調整	13
6	県による施工支援	13
7	商工・観光関係	14
8	教育関係	15
9	被災者への支援	15
10	人的支援	16
	参考資料	17

# I 県内の被害状況

令和2年8月25日現在

被害種別		単位	県計	日田市	由布市	九重町	玖珠町	その他	
人的被害	死者	人	5	1	4				
	行方不明	人	1		1				
	負傷者	重傷者	人	1				1	
		軽傷者	人	4	2			2	
住家被害	全壊	棟	63	47	6	7	2	1	
	半壊	棟	194	73	16	80	17	8	
	一部損壊	棟	280	56	66	104	21	33	
	床上浸水	棟	233	49	53	77	13	41	
	床下浸水	棟	396		136	99		161	
	合計	棟	1,166	225	277	367	53	244	
非住家被害		棟	233	140	29	11	24	29	
住民の孤立	(現時点)	地区数	地区	解消済み					
		世帯数	世帯	解消済み					
		人数	人	解消済み					
	(最大)	地区数	地区	10	10				
		世帯数	世帯	66	66				
		人数	人	158	158				
避難者等の状況	(現時点)	避難所数	箇所						
		世帯数	世帯						
		人数	人						
	(最大)	避難所数	箇所	354	54	13	9	12	266
		世帯数	世帯	969	265	74	102	106	422
		人数	人	1,821	517	171	218	207	708
発令状況等(最大の避難勧告等)	避難準備・高齢者等避難開始	世帯数	世帯	420,635	23,664	15,664	3,916	6,626	370,765
		人数	人	889,767	55,340	34,653	9,237	15,068	775,469
	避難勧告	世帯数	世帯	187,263	11,596	15,664	953	6,643	152,407
		人数	人	387,360	26,453	34,653	2,376	15,016	308,862
	避難指示	世帯数	世帯	30,079	27,555		696		1,828
		人数	人	70,252	64,835		1,697		3,720
	災害発生情報	世帯数	世帯	15,664		15,664			
		人数	人	34,653		34,653			

※1 被害状況の集計は令和2年7月6日から令和2年8月25日まで

※2 「その他」欄：大分市、別府市、中津市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、国東市、姫島村、日出町の計

被害種別		箇所	県計	日田市	由布市	九重町	玖珠町	その他	
社会インフラ関係	道路 (橋梁含む)	国道 (国管理)	箇所						
			被害額						
		国県道 (県管理)	箇所	306	92	51	42	18	103
			被害額	7,367	3,805	1,276	902	373	1,011
		市町村道	箇所	1,514	337	239	191	34	713
			被害額	5,115	2,060	712	471	538	1,334
	計	箇所	1,820	429	290	233	52	816	
		被害額	12,482	5,865	1,988	1,373	911	2,345	
	河川	国管理	箇所						
			被害額						
		県管理	箇所	678	145	68	233	65	167
			被害額	16,955	4,679	2,420	3,507	2,484	3,865
		市町村管理	箇所	252	59	11	72	23	87
			被害額	2,181	495	100	735	98	753
	計	箇所	930	204	79	305	88	254	
		被害額	19,136	5,174	2,520	4,242	2,582	4,618	
	海岸	箇所							
		被害額							
	港湾	箇所							
		被害額							
砂防設備	箇所	160	23	25	75	13	24		
	被害額	4,236	848	1,693	1,085	127	483		
都市・公園	箇所	5		1		1	3		
	被害額	5		1		2	2		
上水道	箇所	27	9	3	2	10	3		
	被害額	446	224	106	64	44	8		
下水道	箇所	1					1		
	被害額	100					100		
公営住宅	箇所	7	2	2	2		1		
	被害額	49	43	2	3		1		
小計	箇所	2,950	667	400	617	164	1,102		
	被害額	36,454	12,154	6,310	6,767	3,666	7,557		
農林水産関係	農産物等	箇所	486	44	69	133	108	132	
		被害額	236	70	15	66	45	40	
	栽培施設	箇所	87	18	16	28	18	7	
		被害額	410	267	10	87	31	15	
	農地・ 農業用施設	箇所	5,943	599	2,258	1,252	807	1,027	
		被害額	13,613	882	4,901	3,461	1,940	2,429	
	その他 農業施設	箇所							
		被害額							
	計	箇所	6,516	661	2,343	1,413	933	1,166	
		被害額	14,259	1,219	4,926	3,614	2,016	2,484	

被害額:百万円

被害種別			県計	日田市	由布市	九重町	玖珠町	その他		
農林水産関係	林業関係	林地崩壊	箇所	47	14	13	5	1	14	
			被害額	1,850	499	469	390	5	487	
		治山施設	箇所	10	1	1	3		5	
			被害額	146	8	6	123		9	
		林道	箇所	289	132	7	44	17	89	
			被害額	1,419	886	35	148	48	302	
	その他 林業施設	箇所	49	18	1	18	9	3		
		被害額	196	101	1	74	14	6		
	計	箇所	395	165	22	70	27	111		
		被害額	3,611	1,494	511	735	67	804		
	漁業関係	水産関係	箇所	21	7	3	7	2	2	
			被害額	151	9	26	110	5	1	
		漁港関係	箇所	5					5	
			被害額	182					182	
計		箇所	26	7	3	7	2	7		
		被害額	333	9	26	110	5	183		
小計			箇所	6,937	833	2,368	1,490	962	1,284	
			被害額	18,203	2,722	5,463	4,459	2,088	3,471	
商工・観光関係			箇所	186	96	36	27	9	18	
			被害額	5,056	3,242	954	350	192	318	
社会福祉関係			箇所	8	4	2		1	1	
			被害額	637	625	10		2		
教育関係	公立学校	県立学校	箇所	3	1				2	
			被害額	21	10				11	
		市町村立 学校	箇所	5	1	1	3			
			被害額	142	53	26	63			
	計	箇所	8	2	1	3		2		
		被害額	163	63	26	63		11		
	私立学校			箇所	1				1	
				被害額	10					10
	その他学校施設			箇所						
				被害額						
	社会教育施設			箇所	6		4		2	
				被害額	22		17		5	
	文化財			箇所	9	4	1		1	3
				被害額	6		4			2
小計			箇所	24	6	6	3	3	6	
			被害額	201	63	47	63	5	23	
その他			箇所	13	1	2	3	1	6	
			被害額	207	15	50	28	5	109	
合計			箇所	10,118	1,607	2,814	2,140	1,140	2,417	
			被害額	60,758	18,821	12,834	11,667	5,958	11,478	

※ 商工・観光関係の箇所、被害額は、商工団体、市町村など関係者からの聞き取りにより把握した、施設や設備等について被害が見込まれる事業者の数値

※ 調査の進展により、箇所、被害額は今後、変動する

## Ⅱ 復旧・復興に向けた今後の対応

### 基本的考え方

被災直後から九重町と連携し、緊急対応、応急復旧に取り組んできたが、今後は住民生活や産業活動を支える観点から、幹線道路をはじめ、地域密着の生活道路、あるいは、再度の被災で孤立の恐れのある地域や農地・商業施設などに通じる路線を優先に迅速な復旧・復興に取り組む。

また、災害復旧事業は「原形復旧」を原則としているが、近年、台風や豪雨に起因する大規模災害が頻発しており、将来に向けて累次の被害発生、再度の浸水被害等を防止するため、必要なものについては、県土の強靱化に繋がる河道拡幅等の「改良復旧」の可能性について十分な検討を行う。

被災した農地・農業用施設等については、可能な限り次期作に間に合うよう早期復旧を図るとともに、今後の経営効率化に向けた農地の集積や大区画化等について、生産者や関係団体と協議を行う。加えて、河川・溪流沿いや山頂の急傾斜地にはスギ等の針葉樹を植えずに、広葉樹での回復を図る「災害に強い森林づくり」を推進する。

迅速な災害査定対応に向け、町に対し、査定設計書の作成支援を行うほか、施工方針や発注時期、工程等について、町と速やかに検討・調整を行うこととし、随意契約なども随時活用できるように、道路・河川等の受注者情報などを提供する。

被災により家屋等の移転が求められる場合には、地域住民の意向を見極めつつ、被災地域としてのコミュニティ機能の維持を考慮し、地域内の安全な場所を確保する「域内移転」などを検討する。

今後の状況変化によって、新たに発生する諸課題については、臨機・柔軟に町と連携しつつ、スピード感を持って対応していく。

# 1 道路関係

## ○国道210号【国管理】（野矢）

野矢では、約1 km 区間において法面崩壊が6か所で発生し、全面通行止めが生じた。現在、国土交通省では、応急工事を完了しているが、片側交互通行の早期解消が必要であるため、引き続き本復旧工事に着手することとされている。

国道210号【国管理】（野矢）



主な被災箇所



○国道387号【県管理】（栗野）

栗野では、延長50mにわたり道路決壊が発生した。全面通行止めにより遠回りの迂回をお願いしていたが、現在、応急工事が完了し、8月11日から片側交互通行に移行している。

引き続き、隣接する井堰との取り合わせを考慮した復旧工法の検討を行い、本復旧工事に着手する。

国道387号【県管理】（栗野）





○県道飯田高原中村線【県管理】（町田）

町田では、2か所の道路決壊（L = 50 m、L = 125 m）や法面崩壊（L = 50 m）が発生した。現在、遠回りの迂回をお願いしているため、全面通行止めの早期解消が必要であり、応急工事中である。

道路決壊2か所のうち、1か所では民地を借用し、8月12日から片側交互通行が可能とした。残る法面崩壊箇所は、一部保安林指定されているため、治山事業と連携し、復旧工事を行う。

県道飯田高原中村線【県管理】（町田）



○県道田野野上線【県管理】（野矢）

野矢小学校付近で道路決壊（L = 20 m）が発生した。現在、遠回りの迂回をお願いしているため、全面通行止めの早期解消が必要であり、当面の対応として、歩行者の通行確保のための応急対策を完了した。

引き続き、J R九州と協議を進め、県道拡幅を伴う本復旧工事に着手する。

県道田野野上線【県管理】（野矢）



田野野上線（野矢小学校付近）



8月4日時点(歩行者通路設置) R2.8.4



R2.7.14



R2.8.12

## 2 河川関係

### ○野上川【県管理】（JR久大本線 豊後中村駅付近）

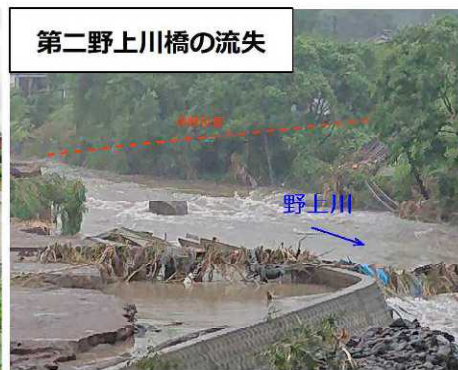
右田では、戸数約100戸、面積約19.0haに及ぶ浸水被害とともに、約0.5kmにわたり護岸が崩壊している。復旧にあたっては、河川の災害復旧及び家屋の浸水対策と、流失したJR久大本線の橋梁復旧方針との調整が必要である。

今後は、河川の被災施設について改良復旧も含めて検討を進めるとともに、JR久大本線の早期再開に向けてJR九州と協議を進めていく。

#### 野上川【県管理】（JR久大本線 豊後中村駅付近）



JR久大本線の橋梁（第二野上橋）が流失



### ○町田川【県管理】（宝泉寺温泉街）

町田では、旅館・ホテル等を含む戸数約100戸、面積約11.7haに及ぶ浸水被害とともに、約1.1kmにわたり護岸が崩壊している。復旧にあたり、宝泉寺温泉旅館組合や沿川住民との合意形成が必要である。

今後、被災施設の早期復旧と浸水被害軽減に向けた整備手法の検討を進めていく。

町田川【県管理】（宝泉寺温泉街）



### 3 鉄道関係

#### ○JR久大本線

第二野上川橋梁（九重町右田）の流失、水分トンネル（九重町大字野上）への土砂流入などにより、日田駅～向之原駅間が不通となった。豊後森駅～由布院駅間には7月31日から代行バスが運行されているが、引き続き久大本線の早期全面復旧をJR九州に要請していく。

※豊後森駅～庄内駅間：運転再開時期未定

#### 久大本線 主な被災状況

##### 第二野上川橋梁流失

※1928年完成、長さ：39.92m



##### 水分トンネル土砂流入



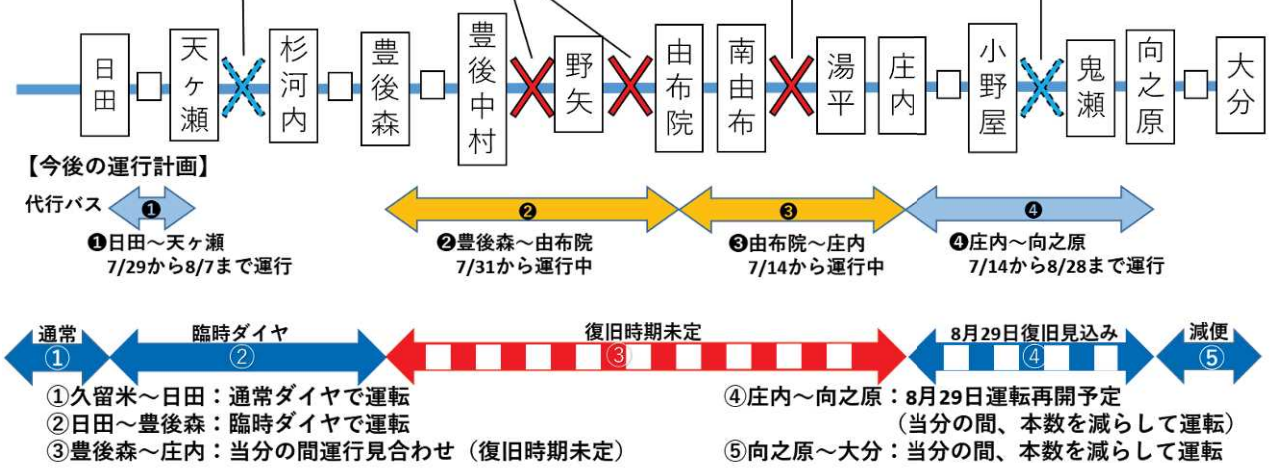
##### 第八玖珠川橋梁盛土流出 (8/8復旧済み)



##### 南由布・湯平間築堤崩壊



##### 馬地谷橋梁流失 (8/29復旧見込み)



## 4 農林水産関係

### ○農地・農業用施設の応急復旧

用水路の被災により水の供給が止まり、直接被害を受けていない農地についても、今期の営農が継続できない恐れが生じている。

そのため、用水路の損壊、土砂や瓦礫の流入堆積等が発生した箇所について、仮設パイプやポンプの設置、土砂除去等の用水確保に必要な応急復旧工事を実施している。  
(145か所で実施(8月25日現在))

また、畦畔損壊や土砂流入により、水田の一部が被災した場合でも、残った部分で今期の水稲栽培が継続できるように、仮畦畔や波板の設置等に関する技術指導を行うとともに、必要に応じて、用水の確保のための貸出しポンプ等の活用を支援する。

### ○町田地区・右田地区(しいたけ生産施設)

土砂崩れによりハウス等が埋没し、河川の氾濫で、菌床ブロックが流失した。

再度被災の可能性を考慮した施設配置の見直しが課題となっており、従来の場所から位置変更して再建するための被災施設等の撤去・復旧・整備等に要する経費については、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金を活用し、助成(補助率5/6:国1/2、県1/6、町1/6)する。

再建場所用地造成後の令和3年7月までの完了を目指す。

### ○栗野地区(林地崩壊)

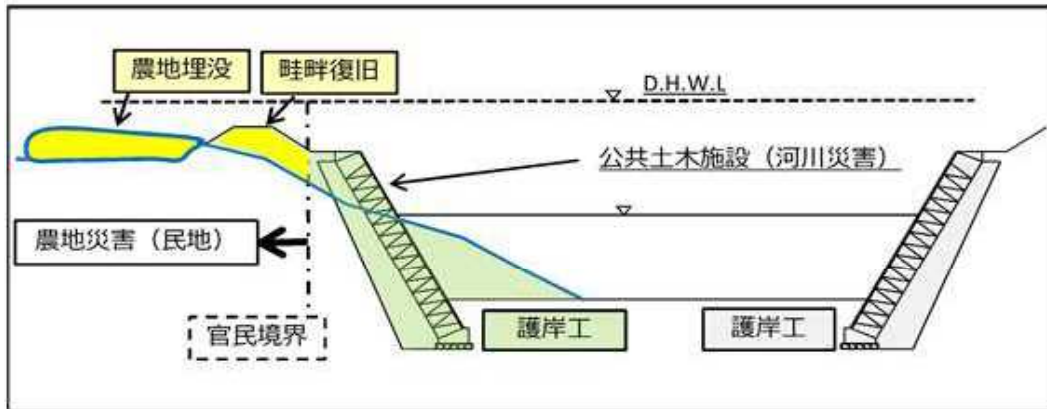
山腹崩壊を起因とした土石流により、非住宅3棟の損壊や町道、農地・用水路への土砂流入が発生した。

さらなる土砂流出の防止と次期作に向けた農地・用水路の早期復旧に向けて、同時進行する治山復旧事業、農地・用水路復旧事業等の工事調整を図り、崩壊箇所の下流に堰堤(4基)を新設するとともに、農地の土砂撤去、水路の復旧を行い、次期作付け及び梅雨入り前の令和3年5月までの完了を目指す。

## 5 複数の災害復旧工事間の調整

道路、河川、砂防、治山、農地など複数の被災施設の復旧工事においては、査定前に町と管理者協議（二重採択防止など）を早期かつ綿密に行い、施工方針や発注時期、工程等について、迅速に検討・調整する。

＜河川災害と農地災害の連携（イメージ）＞



## 6 県による施工支援

県事業との一体施工が効果的、あるいは橋梁など技術的難度が高い被災箇所を対象として、町の要望に基づき事前調整を行い、県が災害復旧事業を受託し、災害査定後、速やかに工事着手する。

受託予定箇所	関連する 県の施設
ほうせんじくりばる 宝泉寺栗原線	宝泉寺川

## 7 商工・観光関係

### ○宝泉寺温泉

町道宝泉寺栗原線、生竜2号線の道路決壊のほか、町田川で約1.1kmにわたる護岸崩壊、旅館・ホテル10施設の浸水被害が発生している。

町道復旧に対する技術支援を行うとともに、「なりわい再建補助金」や持続化補助金等により旅館・ホテルなどの事業基盤となる施設・設備等の早期復旧を支援する。

特に、観光事業者については、インバウンドの減少、新型コロナウイルスの感染拡大でも大きな影響を受けているため、風評被害の払拭及び復旧後の誘客に向けて、復旧状況等の正確な情報発信と積極的な誘客キャンペーンを実施する。

### ○工場、飲食店等

キャンプ場や工場、飲食店などで浸水被害が発生しており、「なりわい再建補助金」や持続化補助金等により事業基盤となる施設・設備等の早期復旧を支援する。

- ・事業者向け説明会：8月12日

#### 【なりわい再建補助金】

被災した中小企業等が行う施設・設備の復旧費を助成

- ・上限額3億円 補助率3/4（国1/2、県1/4）

※災害とコロナで二重苦の事業者に対し、県負担1/4を1/3とし、  
全体の補助率を5/6に引き上げ [8月補正(専決)]

#### 【持続化補助金（被災小規模事業者再建事業）】

被災した小規模事業者が行う機械設備購入や店舗改装、広告宣伝等の経費を助成

- ・直接被災者 上限額200万円 補助率2/3（国）
  - ・間接被災者（売上減少など） 上限額100万円 補助率2/3（国）
- ※災害とコロナで二重苦の事業者に対し、県独自で1/6を上乗せし、  
補助率を5/6に引き上げ

### ○くじゅう連山

地域の貴重な観光資源である阿蘇くじゅう国立公園内の長者原すがもり登山道では、土石流や流木の発生により、一部流失するなど多大な被害が生じた。登山者の安全対策や自然環境に配慮した復旧方法について、関係者と協議を重ねながら、流木の除去など復旧工事を進め、令和3年6月末に多くの登山客の受入れ可能な登山道の再開を目指す。



## 8 教育関係

### ○野矢小学校

河川氾濫により、プール・屋内運動場・グラウンドへの土砂・流木の流入等が発生した。

グラウンドに集積されていた災害廃棄物は8月7日に撤去完了した。

プール被害については、給排水設備の交換、土砂撤去を行うほか、屋内運動場は床面工事が必要なことから、国と協議し、年度内の完了を目途に復旧を進める。

## 9 被災者への支援

### ○住宅再建

被災者生活再建支援制度（国制度）を活用し、住宅が全壊、大規模半壊した世帯を支援する。

なお、国制度の対象外となる半壊、床上浸水世帯については、大分県災害被災者住宅再建支援金で支援する。

※8月25日現在：全壊8戸、大規模半壊23戸、半壊62戸、床上浸水77戸

### ○家屋の解体

町が実施する災害廃棄物（被災した家屋や流入土砂等）の処理に対しては、国庫補助制度の活用が可能であり、町負担分には特別交付税（95%）が措置される。

なお、今回の災害では、「全壊家屋」に加え、「半壊家屋（損害割合が20%以上50%未満）」が補助対象とされたほか、「被災者自らによる解体・撤去」も事後に補助制度の対象となる。

県としても技術的指導や、国への補助金申請の指導など、引き続き丁寧に対応していく。

・制度説明会 第1回：7月29日、第2回：8月11日

### ○みなし仮設住宅

住宅が全壊又は半壊（応急修理に要する期間が1か月超）した被災者に対して、国の制度（国1/2、県1/2）を活用して、民間住宅を借り上げて提供する。

国制度の対象外となる、住宅が半壊（応急修理に要する期間が1か月以内）又は床上浸水した被災者には、大分県災害救助費補助金（県・町各1/2）により、民間住宅を借り上げて提供する。

※8月25日現在：入居調整中1世帯

## ○公的賃貸住宅への入居

被災者に対して、住宅の目的外使用として住戸を提供する。使用期間は原則6か月、更新可能で最長1年間。使用料（家賃）は免除。

※8月25日現在：入居済 県営住宅1戸、町営住宅9戸

## ○水道施設

本復旧・応急復旧の状況（8月25日現在）

断水は7月31日までに全て解消済（最大707戸）

区分	被災施設数	本復旧	応急復旧	本復旧見込み
公営水道	1	0	1	令和4年3月
民営水道	1	1	0	復旧済
計	2	1	1	

※民営水道施設の復旧（応急復旧含む）については、地元負担分の1/3を1/6に軽減するため、県独自で上乗せ支援する。[7月補正（専決）]

・補助率5/6：県1/6、町4/6

## 10 人的支援

災害復旧業務支援のため、8月3日から土木職員1名を派遣しており、9月1日から2名、10月1日からは3名の農業土木職員を派遣予定である。市町村職員については、8月17日から土木職員2名を派遣している。

また、生活環境の変化に伴う被災者の新たな健康問題の把握や、二次的健康被害の悪化予防等の活動においては、町との情報共有を図りながら、必要に応じて県保健師等による助言、支援を行う。

# 参考資料

## <土木関連施設の復旧・復興スケジュール>

	令和2年度										令和3年度	令和4年度		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
被災状況の調査と災害報告	→													
応急工事	(必要に応じて実施)													
査定準備	→													
災害査定 (事業費の決定)			9月8日~											
復旧工事の実施				(緊急度の高い箇所から着手)										

## <農地・農業用施設等の復旧・復興スケジュール>

	令和2年度										令和3年度	令和4年度		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
被害状況の調査と災害報告	→													
応急工事	(必要に応じて実施)													
査定準備		→												
災害査定 (事業費の決定)			→											
災害復旧補助率の確定	作付けが行われている農地は、稲刈り終了後、直ぐに工事着手ができるように、11月末までに査定を完了													
復旧工事の実施				(優先順位の高い箇所から着手)										

仮設対応により、営農を継続できる箇所や、緊急に復旧すれば、次期作に間に合う箇所については、積極的に応急工事を活用

※早期の営農再開に資するものから順次実施  
 ※河川工事等のインフラ整備と連携し機能強化を図るものは、関係者との連携のもと、早期完成を図る。

<作付け再開に向けた流れ>

	令和2年						令和3年				令和4年					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	~	6月	~	12月	1月	~	6月	~	12月
	発災	復旧方針の決定		災害査定												
本年収穫可能な農地	応急復旧	仮設ポンプなどにより用水を確保		収穫(10月~11月)		本復旧	作付・収穫(6月~11月)				作付・収穫					
本年収穫不可	応急復旧	仮設ポンプなどにより用水を確保		本復旧		作付・収穫				作付・収穫						

○河川の復旧工事等との調整が必要な場合（令和4年の作付けに向けて復旧）

収穫不可	応急復旧	仮畦畔や波板を設置		本復旧				作付・収穫					
仮畦畔等により一部収穫可能な箇所	応急復旧	仮畦畔や波板を設置		収穫		本復旧【河川等】		作付・収穫		本復旧【農地等】		作付・収穫	